

報告第二号

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）
第八条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり和解したの
で、同条第二項の規定により報告する。

令和四年二月十七日

江戸川区長 齊藤 猛

和解調書(総括表)

No 1

債権の名称(担当部課)	和解額	和解の件数
江戸川区生活一時資金貸付金 (生活振興部地域振興課)	190,606 円	1 件
合 計	190,606 円	1 件

和解調書

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金
担 当 部 課 生活振興部地域振興課

No 2

番号	和解額	和解日	和解の内容				
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	当事者
1	190,606 円	令和3年10月4日	東京簡易裁判所 令和3年(ハ)第32046号	平成29年12月26日	元金 164,000 円 利息金 5,900 円 遅延損害金 20,706 円	令和3年10月末日限り 40,000円 令和3年11月から令和4年12月まで 毎月末日限り 10,000円ずつ 令和5年1月末日限り 10,606円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者) 被告 江戸川区民 (連帯保証人)
計	190,606 円						